

週刊全住協 News

Japan Association of Home Suppliers

今週の
フラッシュ

平成 30 年の労災発生率、前年比-0.08 件の減少

～住宅生産団体連合会、低層住宅の労働災害発生状況

(一社)住宅生産団体連合会は、平成 30 年分(平成 30 年 1～12 月)の「低層住宅の労働災害発生状況報告書」をまとめた。調査対象は同連合会構成団体のうち当協会はじめ 6 団体の会員企業。低層住宅建築工事での休業 4 日以上労働災害発生状況についてアンケート調査を実施し、311 社が回答した。この 311 社の年間完工棟数は、新築工事が 13 万 8977 棟、増改築・リフォーム工事が 37 万 8576 棟、解体工事が 1 万 5470 棟。

労働災害発生件数は 392 件で平成 29 年比 18 件増加。工事 1000 棟当たりの労働災害発生件数は、新築工事が 2.42 件で同 0.15 件増加したが、増改築・リフォーム工事が 0.10 件で同 0.01 件減少と微減、解体工事が 1.16 件で平成 29 年と同数、全体では 0.74 件で平成 29 年と比べ 0.08 件の減少となった。

労働災害の原因・型別発生状況では、「墜転落」と「工具(切れこすれ)」によるものが、相変わらず全体の 62%を占める状態が続いている。職種では「大工」、作業では「建方工事」と「内部造作工事」で全体の 40%を占めている。住宅建築における貴重な人材の事故・災害を減少させる取組みを徹底することが重要であるとしている。

【作業分類別】近年と同様に、「建方工事」(平成 28 年 18.9%→平成 29 年 24.1%→平成 30 年 22.7%)と「内部造作工事」(平成 28 年 20.6%→平成 29 年 21.4%→平成 30 年 17.1%)における災害発生比率が高い傾向が続いている。建方作業時は開口部転落防止措置等の安全設備の設置を徹底することと、作業時の安全帯使用は勿論、安全帯の使用を極力減らせるような足場計画も重要である。内部造作工事では高所作業の比率は低いものの脚立等が使われる作業も多く、不安全行動を誘発する環境にあるため、正しい使い方を遵守することが重要である。電動工具については作業前点検と作業手順の遵守を徹底する必要がある。

【職種分類別】概ね例年と同じ傾向である。「大工」が平成 29 年 49.2%→平成 30 年 44.6%と若干減少したが、例年同様に高い割合である。また、「トビ足場」「基礎」「左官」「塗装」は減少し、他の職種に関しては増加又は横ばいだった。「板金」は、発生割合は高くないが、3 年連続増加(平成 28 年 1.2%→平成 29 年 1.6%→平成 30 年 1.8%)していることが懸念される。屋外での作業が大半を占めるため、近年増加している熱中症の予防について、具体的な対策を計画し強力で推進していく必要がある。

【原因・型別】発生傾向に大きな変化はなく、「墜転落」45.4%、「工具(切れ・こすれ)」16.8%、「転倒」13.8%となり全体の 76%を占める結果となった。特に重大災害につながる危険性が高い墜転落災害については様々な取組みをしているにもかかわらず大きな改善が図れない

状況が続いている。墜転落の内訳では、「足場」「ハシゴ」からの災害は減少したが、「脚立」からの災害が大きく増加した。「脚立」と「脚立足場」を合わせると全体の1/3(35.4%)以上を占めていることが特徴である。工具による「切れ・こすれ」の内訳では、「丸鋸」による災害がこの2年で減少したが、「カッター」「グラインダー」による災害が若干増加している。「車両系建設機械」の内訳では「ドラグショベル」による災害が増加した。「クレーン」による事故は半減しているが、一つ間違えれば重大災害につながる危険性が高いので元請主導で施工業者と綿密な打合せを行い実効的な施工計画を立案し、KY(危険予知)活動を充実させることが大切である。

【休業日数別】この3年間で休業31日以上の割合が増加傾向にあり、平成30年は31日以上の休業が53%と半数を超えている。

【雇用形態別】平成29年比で、「労働者」▲5.8P、「事業主」±0.0P、「一人親方」+5.6Pと、「労働者」が2年連続で減少した一方、「一人親方」の割合は2年連続で増加した。

【年齢層別】平成29年比で、50歳代と60歳代以上で増加し(40歳代は平成29年と同率)、他の年代層では減少の傾向がみられた。平成30年全体で見ると、60歳代以上の割合が28.3%と全体の3割に迫る割合になり、50歳代が18.1%と平成29年より3.9P増と大幅に増加した。今後も低層住宅工事に携わる作業者の高齢化が予想されるため、高齢者の災害発生比率の増加が懸念される。

【月別・曜日別・時間帯別】「月別」：平成29年比で、主に2月、3月、4月、6月、8月の災害発生が増加した。この中で工事が集中する年末完工の繁忙期と重なる2月、3月と熱中症対策が必要となる5月、6月頃からの急激な気温上昇によるヒューマンエラー(人的ミス)を起因とした災害と推察される。「曜日別」：平成29年比で、月曜日、火曜日は減少傾向、水曜日、木曜日、土曜日は増加傾向となり、総体的に平均化の傾向がみられる。「時間帯別」：午前中の災害発生率が減少したが、12時から13時にかけてと15時頃に増加している。長時間の作業継続を避け、「疲れ」や「油断」に対して自覚を持ち適時の休憩を取得するなど、繰り返して安全衛生教育の実施が重要としている。

[URL] <https://www.judanren.or.jp/info/>

【問合せ先】03—5275—7251

事業者募集

国土交通省、先進的な「空き地」対策の二次募集、専門家等による取組みを支援

国土交通省では、「空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」として、各団体が行っている地域における空き地の状況把握や利活用等を促進する先進的な取組みの二次提案募集を開始した。

【対象となるモデル調査】空き地対策に関し、NPO団体や民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が単独若しくは連携して行っている下記のような先進的な取組みに対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援する。①対象区域又は対象とする土地における空き地、空き地の所有者、関係権利者等の状況把握、②関係法令・事例等

の整理、取組みスキームや運用方針等の作成、③近隣住民等との勉強会、合意形成の取組み、④実際の空き地に適用して適正管理や利活用する試行的な取組み等。※二次募集においては、特に④の取組みに係る提案を優先的に評価する。【支援対象】①NPO団体や民間事業者、②大学、専門家等により構成される団体等、③地方公共団体(ただし、①又は②と連携した取組みを優先的に選定)。※①、②については自治体からの推薦が必要。

【応募期限】7月25日(木)、12:00必着。【応募方法】メール等により「応募資料」を提出。下記「募集要項」を参照すること。【選定方法】学識経験者等で構成する有識者委員会の評価を踏まえ、8月を目処に国土交通省が採択事業を決定し、応募者全員に結果を通知する。

申込方法など詳細はURLを参照のこと。

〔URL〕http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000126.html
<http://www.mlit.go.jp/common/001293418.pdf>(募集要項)

【問合せ先】土地・建設産業局 企画課 03—5253—8111 内線 30644、30623

国交省、「所有者不明土地」を活用する先進的取組みの二次募集を開始

国土交通省では、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業等の実施に向けた取組みを支援するため、所有者不明土地の状況把握や利活用等を推進するモデル的な取組みの二次提案募集を開始した。

【支援対象となる取組み】6月に所有者不明土地法が全面施行され、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地を広場・防災空地・購買施設等の地域の福祉や利便の増進のために使うことができる制度(地域福利増進事業)等が創設された。このような所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独若しくは連携して行っている下記のような先進的な取組みに対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援する。支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組みの展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、適正管理を促進する。①地域福利増進事業の実施に係る所有者不明土地等の所有者の探索、有効活用の促進に関する取組み＝例 1)事業実施のための土地所有者の探索等、例 2)事業区域の選定、事業計画の策定等、例 3)地域住民・関係権利者の合意形成等。②管理不全となっている所有者不明土地の適正管理の促進に関する取組み＝例)管理不全となっている所有者不明土地の財産管理人の選任請求の検討等。

【支援対象】NPOや民間事業者、地方公共団体等。【応募期限】7月31日(水)、12:00必着。【応募方法】メール等により「応募資料」を提出。下記「募集要項」を参照すること。【選定方法】学識経験者等で構成する有識者委員会の評価を踏まえ、8月を目処に国土交通省が採択事業を決定し、応募者全員に結果を通知する。申込方法など詳細はURLを参照のこと。

〔URL〕http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000124.html
<http://www.mlit.go.jp/common/001292921.pdf>(募集要項)

【問合せ先】土地・建設産業局 企画課 03—5253—8111 内線 30635



お知らせ

ジェトロ、「高度外国人材活躍推進ポータル」で採用に関心を持つ企業を支援

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)は、2018年12月25日に「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、その取組みの一環として、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」を開設した。日本の企業活動を支えているのはもはや日本人だけではなく、特に、「高度人材」といわれるような高度な知識や技能を有している人材は、国境を越えた獲得競争が行われている。高度外国人材には海外とのビジネスのさらなる拡大や、研究開発を通じたイノベーションの創発など、さまざまな分野での活躍が期待されており、日本政府も歓迎している。ポータルサイトでは、高度外国人材の採用を希望する中堅・中小企業の情報の掲載を4月下旬から開始しており、日本での採用を希望する高度外国人材に対して採用情報を周知できる。また、ジェトロでは、同人材の活躍を推進する支援の募集(下記参照)も行っている。

◇高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援(審査有り)の募集＝関係機関の取組みや高度外国人材に関連する情報に精通したコーディネーターが、継続的な訪問を通じて、高度外国人材採用の計画策定の支援から採用活動、採用後の社内制度整備まで、必要なサービス・関連情報を提供し、一貫して支援する。支援期間は2020年3月31日まで。

【募集期間】12月27日(金)まで。**【支援対象】**高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業。**【支援企業総数】**200社程度を想定。

【応募方法】ポータルサイトの「お申し込みフォーム」からオンライン登録。「2019年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」に署名又は記名、及び捺印の上、高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局まで郵送にて提出。

【審査】全ての申込書類等の受領後、書類審査(一次審査)を行う。書類受領の確認後、企業には、おおむね1～2週間程度をめどに、順次、電話又はEメールで面談あるいは電話による審査(二次審査)の案内をする。**【審査不通過の場合】**申込み内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等を案内する。※案内できない場合もある。応募方法など詳細はURLを参照のこと。

【URL】<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>(高度外国人材活躍推進ポータル)

【問合先】高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局 03—3582—4941



セミナー

不動産経済研究所、「第107回 不動産経営者講座」7月16日開催

不動産経済研究所は、第107回 不動産経営者講座「新時代の住宅・不動産業—働き方・住まい方の変化への対応と新事業ポートフォリオ戦略—」を開催する。

【プログラム】①基調講演「超高齢社会におけるストック再生と今後のまちづくりを展望する」＝中島正弘氏[(独)都市再生機構理事長]。②「独立系不動産流通企業のリテール仲介戦略とマーケット分析」＝瀧下昌敏氏[㈱福屋ホールディングス取締役常務執行役員]、③「海外不動産投資の新領域～インドマーケットの可能性～」＝松尾正俊氏[㈱玄海キャピタルマネジ

メント代表取締役]。④「サブリース賃貸住宅の革新～デジタル化と先端技術でどこまで変わるか～」＝勝瀬博則氏[オヨテクノロジー&ホスピタリティジャパン(株)CEO]。⑤パネルディスカッションⅠ「働き方改革で変わるオフィスニーズ～オフィスの立地・スペック・デザイン・機能はどうか? ライフスタイルの変化でサテライトオフィスやワーケーションの進展は?」。パネリスト＝大川貴史氏[三井デザインテック(株)ソリューション推進部企画・マーケティング室長]、松本達弘氏[日本リージャス(株)不動産開発部マネージャー]、西出誠氏[三菱地所リアルエステートサービス(株)賃貸事業グループ役員補佐]。司会＝田村修氏[(株)不動産経済研究所取締役編集事業本部長]。⑥パネルディスカッションⅡ「マンション供給エリアの拡大・分散で注目高まる<大阪・名古屋・福岡>の市場動向と今後の供給戦略」。パネリスト＝岡山昌史氏[近鉄不動産(株)マンション事業本部マンション事業部部長]、田中克弥氏[野村不動産(株)執行役員名古屋支店長]、樺田直樹氏[東京建物(株)九州支店長]。司会＝松田忠司氏[(株)不動産経済研究所企画調査部主任研究員]。【日時・会場】7月16日(火)、9:30～17:00、新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」(東京都千代田区)。【受講料】4万3200円(消費税込み、資料・昼食付き)。申込方法など詳細はURLを参照のこと。

【URL】<https://www.fudousankeizai.co.jp/seminar>

【問合先】03—3225—5301



協会だより

◆7月の行事予定

◇ 2日(火)	13:30～	特保住宅(戸建住宅)検査員研修 [秋田市にぎわい交流館AU]
◇ 4日(木)	13:30～	不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅研修) [弘済会館]
◇ 5日(金)	13:30～	特保住宅(戸建住宅)検査員研修 [名古屋会議室錦店]
◇ 9日(火)	9:30～	新入社員研修2(基本行動定着研修) [全水道会館]
	13:30～	特保住宅(戸建住宅)検査員研修 [香川県建設会館]
◇10日(水)	12:00～	政策審議会 [グランドヒル市ヶ谷]
◇11日(木)	13:30～	住宅ローン研修(実践編) [弘済会館]
	16:00～	広報委員会 [協会会議室]
◇12日(金)	13:30～	特保住宅(戸建住宅)検査員研修 [ボルフオートとやま]
◇16日(火)	13:30～	「お笑い芸人から得る若手をやる気にさせる技 ～和と信頼の eyes management(目線の使い方)～」研修 [弘済会館]
◇18日(木)	15:00～	戸建住宅委員会 [スクワール麴町]
◇19日(金)	13:30～	特保住宅(戸建住宅)検査員研修 [STV北2条ビル]
◇24日(水)	9:45～	宅地建物取引士法定講習 [連合会館]
◇25日(木)	15:30～	中高層委員会 [主婦会館]
◇26日(金)	12:40～	理事長協議会 [ホテルニューオータニ]
	14:00～	国交省との懇談会 [同上]
	16:00～	理事会 [同上]